

# 下野市立緑小学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、下野市立緑小学校PTAといい、事務所を緑小学校におく。

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は、心身ともに健全で心豊かな児童を育てる為に、保護者と教職員が対等な立場で互いに協力し、活動することを目的とする。

第3条 目的を達成するために以下の活動を行う。

- ・児童を取り巻く環境を良くする
- ・教育について話し合い学習する
- ・地域社会と協力し合う
- ・会員相互の親睦を図る

## 第3章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、ならびに本校の教職員とする。

第5条 本会の会員は、すべて平等である。

第6条 本会の会員は、会費を納める。

## 第4章 経理

第7条 PTA会費は、P世帯及びT会員ともに月額250円で年一括払いとする。毎年5月10日を口座振替日とする。但し金額変更の場合は総会で決定する。

第8条 本会の経費は、原則として会費をもってこれに充てる。

第9条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 本部役員

第12条 本会に本部をおき次の者を本部役員とする（最大P8名）。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 書 記 若干名
4. 会 計 若干名

- 第13条 本部役員は、会計監査を兼ねることができない。
- 第14条 本部役員の選出方法は細則で定める。(細則・第1章)
- 第15条 本部役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第16条 本部役員の職務は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会の代表として会務を統括し、総会、本部役員会を招集する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
  3. 書記は、総会、本部役員会の議事を記録・保管し、会の通知・連絡を担当する。
  4. 会計は、本会の経理を掌り、総会において会計報告をする。
- 第17条 学校長は、学校運営の責任者としてすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第6章 会計監査

- 第18条 本会の会計を監査するため、2名（P1，T1）の会計監査をおく。
- 第19条 会計監査の選出は、会員の中から会長が委嘱、総会で承認を得る。但し、本部役員との兼任はできない。
- 第20条 会計監査は、必要に応じて随時会計監査を行うことができ、その結果を総会に報告する。
- 第21条 会計監査の任期は、1年とする。

## 第7章 総会

- 第22条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。
- 第23条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
1. 定期総会は、年度始めに開くものとする。
  2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第24条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状を含むものとする。
- 第25条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数の時は、議長の決するところとする。
- 第26条 総会は、以下のことを行う。
1. 活動報告・活動計画の審議と承認
  2. 決算報告・予算の審議と承認
  3. 本部役員及び会計監査の承認
  4. 会則の改正案の審議と承認

5. その他必要事項の審議

## 第8章 本部役員会

第27条 本部役員会は全本部役員で構成し、次の職務を行う。

1. 本会の活動の総合的な推進を図る。
2. 総会の議案を審議する。
3. 予算案を作成する。
4. 対外的なPTA行事への参加をする。
5. その他、会長から委任された事項を審議処理する。
6. 本部役員及び会計監査に欠員が生じた場合は、これを審議し補充する。
7. 必要ある場合には特別委員会を設ける。

## 第9章 地域安全部

第28条 本会の活動を充実させ目的を達成するために、地域安全部会をおく。

第29条 地域安全部会は、自治会または隣接する複数自治会を単位地区とし、児童が所属する地区のPTA会員により構成される。

第30条 地域安全部長の選出は、各地区の方法で行う。各地域安全部会は、部長1名をおく。

第31条 地域安全部長会は、各地域安全部長により構成され、地域安全部代表1名、副代表1名をおく。

第32条 地域安全部代表・副代表の選出方法は、原則として地域持ち回りでそれにあたる地区の部長が務める。また、地域安全部長の選出は、各地区の方法で行う。

第33条 地域安全部長は、必要に応じて地域安全部会を開き活動することができる。

第34条 地域安全部代表は、必要に応じて地域安全部長会を開き活動することができる。

## 第10章 免除規定

第35条 PTA本部役員、地域安全部代表・副代表に就任したものは翌年度以降、全ての役職を免除される。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

第36条 PTA本部役員候補が抽選で選出されることになった場合、以下の条件に当てはまるPTA会員は、PTA本部役員候補の選出から免除される。尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である場合
2. 家族に継続的な介護を要するものがある場合
3. 翌年度4月の時点で、幼稚園年少相当に満たない乳幼児がいる場合

4. 当該年度の10月1日以降に転入した場合
5. ひとり親家庭の場合
6. その他PTA会長が認めた場合

## 第11章 会則・細則改訂

第37条 会則改訂は本部より提案し、総会にて決議とする。

第38条 細則改訂は本部で決議し、総会にて報告する。

## 付則

本会則第1章から第9章は、令和2年12月24日より施行する。

本会則第10章、11章は、令和3年度役員選出時より施行する。

1. 平成 8年12月 7日 第17条追加及び一部改正
2. 平成10年 5月 1日 第7条一部改正
3. 平成13年 5月 2日 第30条一部改正
4. 平成14年 5月 1日 第30条一部改正、第44条、第45条追加
5. 平成19年 4月18日 第41条～44条一部改正
6. 平成22年 4月21日 使用語句の統一、第41条、第48条、第52条一部改正
7. 平成23年 4月27日 第12条一部改正
8. 平成26年 1月24日 第35条、第41条～43条一部改正
9. 平成26年 4月25日 第30条一部改正
10. 平成27年 4月24日 第12条一部改正
11. 平成29年11月20日 第49条一部改正
12. 平成30年12月15日 第30条、第33条～第43条、第51条一部改正
13. 平成31年 3月18日 第7条一部改正
14. 平成31年 4月22日 第26条一部改正
15. 令和 2年12月24日 使用語句の統一、第12条、第2条～第37条、第39条、第41条、第44条～第51条一部改正

# 下野市立緑小学校PTA細則

## 第1章 本部役員を選出方法

### 第1条 本部役員を選出方法について

1. 本部役員選出の際立候補することができる。
2. 本部役員の立候補から、さらに会長に立候補することができる。
3. 本部役員選出後会長より順に決定する。
4. 本部役職は会則第5章第12条に定める人数とする。
5. 抽選になった場合は各学年より規定人数を抽選する。  
本部役員は、6年2名、5年2名、4年1名、3年1名、2年1名、1年1名の会員によって構成される。
6. 抽選方法に関して本部役員が決定する事ができる。会員は指示に従って抽選を行う。

## 第2章 慶弔及びその他の規定

### 第1条 下野市立緑小学校PTA慶弔について

1. 本会会員が社会的表彰を受けた時は、本部役員会の協議に基づき祝意を表す。
2. 会員、児童及び職員の配偶者の死去には壱萬円の弔慰金と、花輪一基又は生花を贈る。
3. 会員及び児童の災害その他特別の場合は、本部役員会で協議決定する。
4. 一切の返礼を受けない。
5. 転退職員に対する餞別金は、一律三千元とする。(一年以上在籍の職員を対象とする。)

### 第2条 下野市立緑小学校周年事業および活動支援費積立金について

1. 本会は、周年事業および活動支援費積立金に会費より毎年一定額を積み立てる。

## 付則

本細則は、令和 2年12月24日より施行する。

1. 平成 8年12月 7日 改正
2. 平成15年 4月18日 一部改正
3. 平成16年 4月21日 一部改正

4. 平成18年 4月19日 一部改正
5. 平成22年 4月21日 使用語句の統一、一部改正
6. 平成25年 4月26日 一部改正
7. 平成26年 1月24日 一部改正
8. 平成26年 4月25日 一部追記
9. 平成29年 4月20日 一部改正
10. 平成30年12月15日 一部改正
11. 平成31年 4月22日 一部改正
12. 令和 2年10月10日 一部改正
13. 令和 2年12月24日 一部改正、印刷機積立は周年事業および活動支援費積立へ変更する。